

子メーター(証明用電気計器)をご使用の皆さまへ

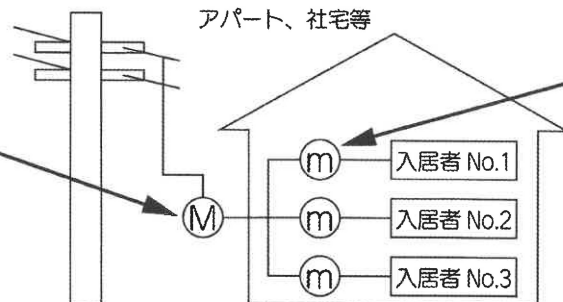
子メーターは、アパート、マンション、社宅、寮、貸しビル、ショッピングセンター等のオーナーや施設管理者が、電力会社等一括して支払った電気料金を各室・テナントに電気の使用量に応じて配分するために用いるメーターです。

親メーター

電力会社とオーナー（施設管理者）との間で、電気取引に使用されます。

メーターは、電力会社が検定を受け、取り付けます。

アパート、社宅等



子メーター

入居者とオーナー（施設管理者）との間で、電気料金の配分に使用されます。

一般にメーターは、オーナー（施設管理者）が検定を受け、取り付けます。

子メーターのラベルには、有効期限を表示しています。

子メーターは、計量法により検定または指定製造事業者が行う自主検査に合格したもので、かつ、有効期限内のものでないと使用できません。

メーターの有効期限は、メーター前面に貼ってある検定ラベルまたは適合ラベルに表示されています。

なお、有効期限を表示したラベルや封印キャップを取り付けていない子メーター（変成器と一緒に使用する電気メーター）をご使用の方は、裏面の日本電気計器検定所にお問い合わせください。

封印キャップ

検定ラベルと組み合わせて使用



（検定証印を表示）

ただし、有効期限が2026年3月までの電気メーターには、検定証印と有効期限（元号（平成））を表示しています。

適合ラベルと組み合わせて使用



（表示なし）

ラベル

下記の検定ラベルまたは適合ラベルに記載された年月は、有効期限を表します。これを過ぎると失効になり、有効期限内のメーターと取り替えが必要となります。



検定ラベル

（有効期限を表示）



適合ラベル

（基準適合証印と有効期限を表示）

2018年12月までに貼られたラベルの有効期限の年は、元号（平成）で表示しています。

九州経済産業局・九州地区証明用電気計器対策委員会

電気の子メーターに関する



★ 子メーターは検定を受けなければ使用できませんか？

子メーターは、検定または指定製造事業者が行う自主検査に合格したもので、有効期限内のものでなければ使用できません。違反した子メーターを使用すると、罰則が科せられることがありますが、目的とするところは電力会社との親メーター（取引用メーター）と同様、「公平の原則」に立って、当事者間のトラブルを無くすことにあります。

また、使用中の子メーターについては、都道府県及び特定市が立入検査を実施します。

※ 計量法に定められた子メーターの有効期間確認のための立入検査は、都道府県及び特定市（各地方自治体の計量検定所または計量検査所）によって行われ、現在、民間その他の機関に、立入検査や調査を委託している事実はありません。

★ 有効期限が近づいた子メーターを取り替えるには？

子メーターは、有効期限が切れると証明用として使用できなくなります。最寄りの電気工事店または計器会社に依頼して、検定を受けた新しいメーターに取り替えるか、使用中のメーターを取り外し、計器会社で修理調整した後、検定を受けて合格したものを取り付けます。

※ 経済産業大臣に届出をしている計器会社は、計量法に定められた基準に則ってメーターを修理し、修理済マークを付すことができます。この修理済マークが付されていない子メーターは、再利用のための検定を受けることができません。

【計量法(証明用電気計器)についての問い合わせ】

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課 ☎ 092-482-5517 FAX 092-482-5398

【子メーターについての問い合わせ】

日本電気計器検定所 九州支社

☎ 092-541-3031 FAX 092-541-2979

【九州地区証明用電気計器対策委員会】

下記の構成機関は、子メーターの使用の適正化を目的に活動をしています。

九州経済産業局

福岡県計量検定所

北九州市計量検査所

福岡市経済観光文化局

総務・中小企業部 政策調整課

久留米市消費生活センター

九州電力送配電株式会社

一般財団法人 九州電気保安協会

一般社団法人 九州電気管理技術者協会

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 九州地区本部

一般社団法人 日本電設工業協会 九州支部

一般社団法人 全九州電気工事業協会

三菱電機株式会社 九州支社

九電テクノシステムズ株式会社

(事務局) 日本電気計器検定所 九州支社

☎ 815-0032 福岡市南区塩原 2-1-40